東京証券取引所 CLUB CABU News (No.3081) 2012/10/10 http://www.tse.or.jp/

# 【本日の目次】

- 1.市況情報
  - ◆本日の株価指標等
  - ◆ランキング情報
  - ◆前・後場概況

# 2.証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の 2.を抜粋しております。

\_\_\_\_\_\_

# 2.証券取引等監視委員会からの寄稿

# インサイダー取引について(2)

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

#### 2. 規制の対象者(つづき)

前回は、インサイダー取引の規制の対象者について、法律の規定を説明しました。今回は、類型ごとに、その具体的な事例を紹介したいと思います。

#### (会社関係者)

(1) 当該上場会社等の役員、代理人、使用人その他従業員であって、その者 の職務に関し重要事実を知ったとき。

例えば、上場会社A社の社員Xが、社内幹部臨時会議に出席し、取締役から重要事実が周知されて知った場合、社員Xは会社関係者としてインサイダー規制の対象者となります。また、A社の社員Yが、その職務の過程で社員Xから重要事実を聞き及んで知った場合、社員Yも(情報受領者ではなく)会社関係者としてインサイダー規制の対象者となります。(課徴金事例集(平成23年6月公表)事例10参照)

(2) 当該上場会社等の会社法第433条第1項に定める権利(会計帳簿の閲覧等の請求)を有する株主等であって、当該権利の行使に関し重要事実を

知ったとき。

これについては、これまでのところ、具体的な事例はありません。

(3) 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者であって、その権 限の行使に関し重要事実を知ったとき。

具体的には、本年1月31日に証券監視委が告発した「経済産業省審議官による内部者取引事件」があります(証券監視委HP参照)。この事件は、犯則嫌疑者の経済産業省大臣官房審議官が、同省商務情報政策局情報通信機器課が所掌する事務の企画・立案に参画し、関係事務を統括整理するなどの職務に従事していましたが、その職務上の権限の行使に関し重要事実を知り、インサイダー取引を行ったというものです。

(4) 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者で あって、当該契約の締結・交渉、履行に関し重要事実を知ったとき。

例えば、上場会社A社と業務委託契約の締結交渉を行っていたB社の役員Xが、A社の営業担当社員からA社に関する重要事実を聞いて知り、さらにB社の別の役員Yが役員Xから聞いて当該重要事実を知った場合、B社の役員Xも役員Yも会社関係者としてインサイダー規制の対象となります(課徴金事例集(平成21年6月公表)事例14参照)。

(5) 上記(2) 又は(4) の者(法人)の他の役員、代理人、使用人その他の従事者であって、その者の職務に関し重要事実を知ったとき。

例えば、A社(公開買付者)による上場会社B社(公開買付対象者。A 社と業務・資本提携契約を締結。)の株式の公開買い付けについて、上場 会社B社の役員が、その公開買付けがB社にとって重要であることを注意 喚起する旨のメールを全社員にメール送信して周知した場合には、メール を受け取った全社員が、会社関係者としてインサイダー規制の対象となり ます(課徴金事例集(平成22年6月公表)事例15参照)。

(注)(5)は「職務に関し」知った場合という点で、(4)の「契約の締結・交渉、履行に関し」知った場合とは異なります。

#### (情報受領者)

○ 会社関係者等から重要事実等の伝達を受けた「情報受領者」。その「情報 受領者」が所属する法人の役員等で、その者の職務に関し重要事実等を知っ たもの。

例えば、上場会社A社(公開買付者)による上場会社B社(公開買付対象

者。A社と機密保持契約の締結交渉中。)の株式の公開買付けについて、B 社の社員Yが職務上これを知り、仕事を通じて知り合ったXとの飲食中にこれを話して、Xが公開買付け事実を知った場合、Xは情報受領者としてインサイダー規制の対象者となります。(課徴金事例集(平成24年7月公表)事例9参照)。

また、例えば、マスコミ記者 Kが、上場会社 A 社への取材により重要事実を知り、この取材内容が直ちに放送用原稿としてマスコミ社内の報道端末に入力され、また、放送用原稿の概要が社内放送された場合、この報道端末に入力された放送用原稿を閲覧することにより重要事実を知ったマスコミ社員 X、館内放送により重要事実を知ったマスコミ社員 Yは、いずれも情報受領者としてインサイダー規制の対象者となります。(課徴金事例集(平成21年6月公表)事例16参照)。

このように、会社関係者や公開買付者等関係者、情報受領者の規制対象者の 範囲は、情報伝達の経緯によって広がりますので、注意が必要です。

インサイダー取引で課徴金を課せられた事案を見てみますと、平成20年度までは会社関係者によるものの割合が高かったのですが、平成21年度以降は、(上場会社内部におけるインサイダー取引防止の取組みが進んだのか、)情報受領者によるものの割合が高くなっています(具体的な計数は課徴金事例集を参照)。

いずれにせよ、インサイダー取引を防止するためには、情報管理を徹底し、 必要以上に内部情報を他人に漏らさないことが肝要です。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

# • 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

- ■証券取引等監視委員会ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/
- ■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。 http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm